

福利えいめ

第166号

令和5年11月発行

伊予農業高等学校×にぎたつ会館

コラボランチ

令和5年9月・10月の土曜日・日曜日に、にぎたつ会館「レストランはなみずき」において、伊予農業高等学校生活科学科の生徒さんが考案したレシピで作った「伊予農ランチ」の販売を行いました。

「伊予農洋風ランチ」

愛媛県や伊予市の食材を使った栄養満点の洋食メニュー



「伊予和洋定食」

幅広い年代の方が食べやすいサツパリとした献立



高校生らしい自由な発想でアイデアあふれるランチは、多くのお客様に大変好評でした。コラボ企画にご参加いただける学校を募集しています。

・ C O N T E N T S ・

医療・年金グループからのお知らせ

育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限日額が変更されました	1
在職中の年金の支給停止について	1
「医療費のお知らせ」(医療費通知)について	1
「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請について	2
被扶養者の認定と取消	3~4

総務・健康グループからのお知らせ

組合員専用ページ・事務担当者専用ページのログイン方法が変更になります	5
バレプラン高志会館からのご案内	5
イベントリポート 「にぎたつウェルネスフェスタ」	6
にぎたつ会館からのお知らせ	7
にぎたつ会館からのご案内	7

ご家族の方もお読みください。



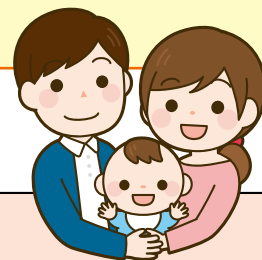
公立学校共済組合愛媛支部

TEL(089)941-5393 FAX(089)943-8090

〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地の2
支部HP <https://www.kouritu.or.jp/ehime/>



育児休業手当金及び介護休業手当金の 給付上限日額が変更されました



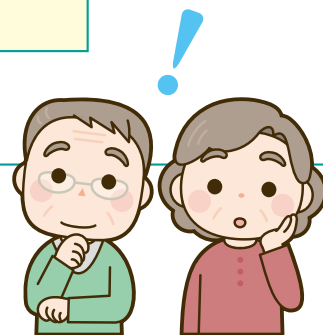
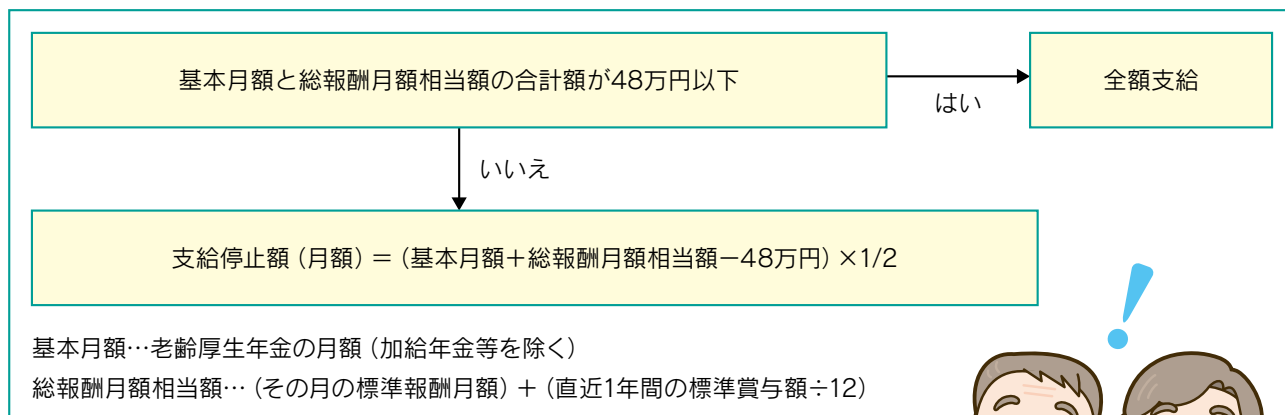
令和5年8月1日以後の期間について支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限日額が次の通り変更されました。

区 分	給付上限日額	
	変更前 (令和5年7月休業分まで)	変更後 (令和5年8月休業分から)
育児休業手当金 (50%適用の場合)	10,356円	10,520円
育児休業手当金 (67%適用の場合)	13,878円	14,097円
介護休業手当金 (67%適用の場合)	15,266円	15,513円

在職中の年金の支給停止について

老齢厚生年金・退職（共済）年金の受給者の方が、常勤の公務員や民間会社等に勤務し、勤務先で厚生年金保険に加入している場合や国会議員・地方議会議員である場合は、年金の全部または一部が支給停止されることがあります。（以下「在職停止」といいます。）

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が48万円を超えた場合に、下記により年金額が停止になります。



注1 複数の実施機関から年金の支給を受けている方が在職中の場合、すべての老齢厚生年金の合算した金額により計算し、各実施機関の支給額に応じて按分した金額を停止します。

注2 退職共済年金（経過の職域加算額）、退職年金（年金払い退職給付）は、常勤の公務員など組合員として再就職した場合は、全額支給停止されます。

注3 上記の48万円は、令和5年度の額であり、変更される場合があります。

「医療費のお知らせ」（医療費通知）について

組合員及び被扶養者の皆さまに、医療費の額を具体的に理解していただき、健康管理に寄与するため、「医療費のお知らせ」（医療費通知）を令和6年2月上旬に発送する予定です。

発送先は例年どおり組合員の所属所宛としておりますが、発行が不要な方や、やむを得ず被扶養者の発送先を変更したい場合（単身赴任や育児等の休職による変更は不可）は、申請書を送付いたしますので令和5年12月15日（金）までに医療・年金グループ（089-941-5393）までご連絡ください。（毎年申出が必要となります）

「限度額適用認定証」 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請について

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは？

組合員（被扶養者）が、入院・手術等で医療費が高額になることが見込まれる場合は、組合員（被扶養者）証と併せて保険医療機関等へ「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証（注1）」を提示することで、保険診療の窓口負担額のうち高額療養費分の支払いが免除（所得区分に応じた自己負担限度額までの支払いに減額）されます。

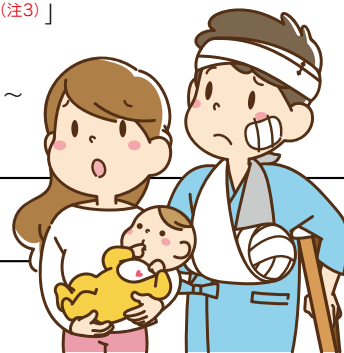
（注1）診療対象月に組合員が低所得者（市区町村民税非課税（注2）＝住民税が課税されない）に該当する場合は、通常の「限度額適用認定証」の機能に加えて、入院時の食事代が一般の方よりも減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請できます。

申請方法は？

事前に組合員の所属所を通じて、共済組合へ以下の書類をご提出ください。（有効期間は申請のあった日（所属所の受付日）の属する月の初日から最長1年です。）

①診療対象者が70歳未満の場合

組合員の住民税が課税されている方	「限度額適用認定申請書（注3）」
組合員の住民税が非課税（注2）で、 組合員の標準報酬月額が50万円以下の方	「限度額適用・標準負担額減額認定申請書（注3）」 「市区町村民税非課税証明書」 （診療月が4月～7月の場合は前年度のもの、8月～翌年3月の場合は当年度のもの。）



②診療対象者が70歳以上75歳未満の場合

「高齢受給者証」の負担割合が「3割」で、 組合員の標準報酬月額が79万円以下の方	「限度額適用認定申請書（注3）」
「高齢受給者証」の負担割合が「2割」で、 組合員の住民税が非課税（注2）の方	「限度額適用・標準負担額減額認定申請書（注3）」 「市区町村民税非課税証明書」 （診療月が4月～7月の場合は前年度のもの、8月～翌年3月の場合は当年度のもの。）
上記のいずれにも該当しない方	申請手続きは不要です。 「高齢受給者証」を医療機関等の窓口に表示してください。

（注2）過去2年以内に組合員が育児休業等（無給休職）を取得している、または新規採用等で新たに組合員資格を取得した場合は、市区町村民税（住民税）が非課税の可能性ががあります。

（注3）申請書の様式は、公立学校共済組合愛媛支部ホームページよりダウンロードできます。

【愛媛支部トップページ → 手続きナビ → 治療を受ける際の手続き → 高額療養費の限度額適用認定証の手続き】

<https://www.kouritu.or.jp/ehime/tetsuduki/chiryogendogaku/index.html>



申請しなかったときは？

「限度額適用認定証」等の申請の有無に関わらず、最終的な自己負担額は同じです。

共済組合では、高額療養費及び附加給付を自動給付しています。

組合員（被扶養者）が保険医療機関等で治療を受け、保険診療の自己負担額が算定基準額（所得区分に応じた自己負担限度額）を超えるときは、超えた金額を後日（受診月の3か月目以降に）共済組合から高額療養費として組合員の登録口座へ給付（自動給付）します。（ただし、「限度額適用・標準負担額減額認定証」利用時に減額される入院時の食事代を除きます。）

被扶養者の認定と取消

毎年、「組合員証等調査表」として、組合員・被扶養者の登録情報及び被扶養者の生計維持状況の調査を行っています。今年度も調査にご協力いただきありがとうございました。

今回の調査においても遡って取り消す事例が見受けられました。

被扶養者取消申告が遅れますと、それまでに当共済組合が給付した給付金（医療費の7割）等を返還していただくなど、多大な負担が生じることもあります。

被扶養者の就労条件や収入等をご確認いただき、雇用契約書や毎月の給料明細等を保管してください。

《被扶養者とは》

組合員が『主として扶養している』3親等内親族等で、一定の認定要件があります。

国内居住要件について

地方公務員等共済組合法の一部改正により、令和2年4月1日より、被扶養者の要件に国内居住要件が追加されました。

被扶養者は、住所（住民票）が日本国内であることが必要です。ただし、住民票上の住所が日本国内であっても、海外で就労するなど、生活の拠点が海外で、明らかに日本での居住実態がない場合は、被扶養者には該当しません。

住民票上の住所が日本国内にない場合は、原則として取消となりますが、海外派遣組合員に同行する者、就労目的以外で一時的に渡航する者等、国内居住要件の例外がありますので、詳細は医療・年金グループへ照会してください。

こんなときは取消です！

子が就労目的で海外へ渡航したが、就職先が見つからず、無職無収入状態。仕送りをし、生計を維持している。
→渡航目的が就労のため、渡航日で取消です。

所得限度額について

被扶養者の所得限度額は、向こう1年間の収入の合計で130万円未満ですが、次の①又は②の場合は、年額で180万円未満となります。

- ①障害を事由とする公的年金の受給要件に該当する障害程度である場合
- ②60歳以上である場合

所得の推計に年度や年の区切りはありません。

パート・アルバイト等も雇用条件書等で所得の推計をしますが、収入が変動する場合は収入の実績（※1）で所得超過がないことを確認します。

（※1）直近過去12か月で所得限度額を、直近過去3か月連続で月額限度額（所得限度額÷12）を超過していないこと。

こんなときは取消です！

子が雇用期間4か月の短期のアルバイトを始めた。労働条件上、1か月あたり20万円程度の収入が見込まれる。
→雇用期間が3か月を超え、労働条件上、当初から月額限度額を超過することが見込まれるため、雇用開始日で取消です。

所得税法上とは異なり、非課税所得も含まれます

給料、報酬、諸手当、非課税所得、事業等所得、資産運用収入（収益、配当、分配金等）、各種給付金、公的年金（老齢、障害、遺族）、個人年金、財形年金、司法修習生の修習資金、研究奨励金等

【事業等所得】

必要経費の控除は所得税法上とは異なりますので、確定申告時の書類で判定します。

事業等収入総額から控除できる経費（※2）を差し引いて130万円以上となる場合は、医療・年金グループへご連絡ください。

（※2）控除できる経費例：売上原価、給料賃金、地代家賃（事業専用の場合のみ。以下同じ。）、修繕費。

控除可能な必要経費の詳細は医療・年金グループへご確認ください。

【資産運用（株・投資信託等）収入】

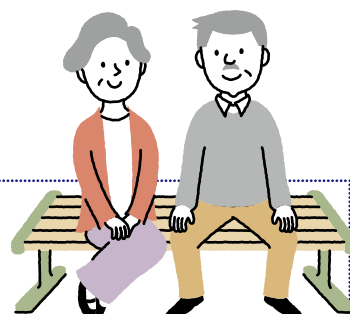
1月から12月の1年間の取引結果（年間取引報告書等）で判定します。

所得税法上とは異なり、繰越損失は控除できず、分配金はすべての額を含みます。

こんなときは取消です！

夫（61歳）は、個人年金50万円と、不動産収入200万円があり、不動産収入の経費としては、減価償却費が60万円、修繕費が30万円ある。

→減価償却費は認定上は控除できないので、控除できる額は修繕費の30万円です。所得超過のため、確定申告日で取消です。



子の扶養：夫婦の収入を比較してください

子を扶養する場合、組合員の配偶者が被扶養者でない場合は、『夫婦共同扶養』となります。

毎年、夫婦の年間収入（過去の収入、現時点での収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの）を比較し、高い方の1割を超える差がある場合は、収入の高い方が主たる扶養者となります。

夫婦の年間収入は、被扶養者認定時だけでなく、源泉徴収票の交付時や収入状況が変わった時など、その都度、比較確認をしてください。

こんなときは取消です！

夫婦共働きで子ども2人は私（組合員）の被扶養者。源泉徴収票で夫婦の収入を比較すると、配偶者の方が多く1割を超える差があり、今後も夫婦の収入は前年と同程度で配偶者の方が多い見込み。

⇒夫婦の年間収入が逆転した場合は、配偶者へ扶養替えする必要があるため、速やかに医療・年金グループへご連絡ください。

配偶者の保険者等が認定することを確認してから取消することとなります。

別居の場合：生計維持条件（送金額）を確認してください

被扶養者が組合員と別居している場合は、次の送金額等を満たしたうえで、実生活上で組合員が主として生計維持（被扶養者の生活費等の主要部分を組合員が負担）しているか確認してください。

①組合員からの仕送り等 \geq （被扶養者の収入+組合員と他者からの仕送り等）の3分の1

②組合員からの仕送り等>他者からの仕送り等

こんなときは取消です！

別居の母のパート収入が月6万円ほどだったが、2か月前から、月9万円ほどに増えていた。仕送り額は毎月4万円。

⇒組合員の負担額が条件を満たさなくなっています。不定期の送金や物資での援助等、総合的に勘案したうえで条件を満たさなければ取消です。

被扶養者の収入が所得限度額未満であっても、送金額が不足すれば取消となります。

被用者保険の被保険者は被扶養者には該当しません

令和4年10月に、民間企業等の被用者保険（健康保険と厚生年金）の適用範囲が拡大されました。

被扶養者の方が勤務先で被用者保険の資格がある（健康保険証がある）場合、収入が所得限度額未満であっても被扶養者にはなれません。

こんなときは取消です！

妻はパート勤務で、収入は9万円ほどだが、勤務先で健康保険証ができた。

⇒健康保険の被保険者資格を取得したため、健康保険証の資格取得日で取消です。

《新たに被扶養者の認定を届出するには》

ご家族が新たに被扶養者として認定が必要となった場合は、速やかに所属所へ申し出て、必要書類を所属所へ提出してください。

届出期限と認定日について

被扶養者の認定要件を備えた場合は、認定要件を備えた日から30日以内に届出をすることとなっています。

○30日とは…認定要件を備えた翌日から30日です。

○届出とは…被扶養者認定申告書及び必要書類を所属所へ提出することです。

認定要件を備えた翌日から30日以内に届出された場合は、認定要件を備えた日に遡りして認定できますが、**30日を超えて届出された場合は、届出日（所属所受付日）からの認定**です。

なお、**雇用保険関係書類は、後日提出可**としています。

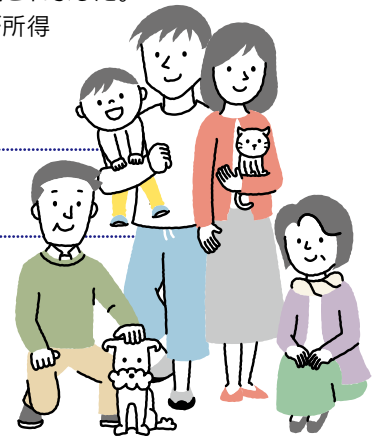
こんなときは認定を！

子が退職し、雇用保険は受給開始まで3か月ほどある。健康保険の任意継続はしていない。別居しているが、退職前に仕送り（月6万円ほど）を始めた。

⇒健康保険の資格を喪失し、退職前に仕送りによる生計維持関係があるため、健康保険の資格喪失日（退職日の翌日）で認定できます。

なお、別居で送金していない場合は、生計維持関係がないため認定できません。

また、認定後に雇用保険（日額3,612円以上）を受給した場合は、雇用保険の支給期間の初日で取消となります。



組合員専用ページ・事務担当者専用ページの ログイン方法が変更になります

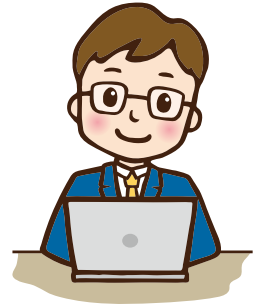
公立学校共済組合情報セキュリティポリシーに適合したホームページ運用とするために、**令和5年12月16日の正午**以降の組合員専用ページと事務担当者専用ページのログイン方法が変更されますので、お知らせします。

◆ 組合員専用ページ

○現行 組合員の生年月日がパスワード

○変更後 「支部名アルファベット1文字目(大文字) + @ + 生年月日(西暦)」(全て半角)

例: 1970年1月1日生まれ(愛媛支部) → E@19700101



◆ 事務担当者専用ページ

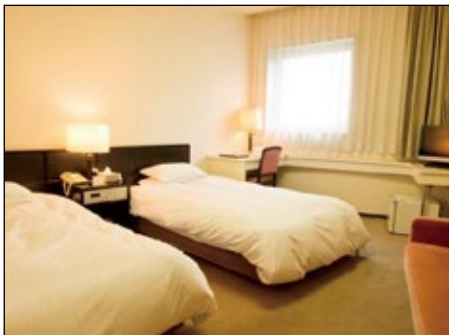
○現行

ユーザー名	ehime38
パスワード	nigitatsu23

○変更後

所属都道府県	プルダウンで愛媛を選択
所属所番号	所属所番号(5桁)
パスワード	支部名アルファベット(1文字目のみ大文字) + jim + @ + 西暦下2桁 ※全て半角 例: 愛媛支部 → Ehimejim@23

※事務担当者専用ページのパスワードは毎年7月1日に西暦下2桁を該当年に変更されます。



富山湾の美味しい魚を食べに
高志会館に是非お越し下さい。

富山駅から徒歩10分の好立地で、駐車場も完備。

富山の観光の拠点に最適です。

お部屋は洋室(シングル・ツイン)と和室(10帖、12帖)からお選びいただけます。

グルメゆったりプラン

1泊2食付

12,800円(税込)

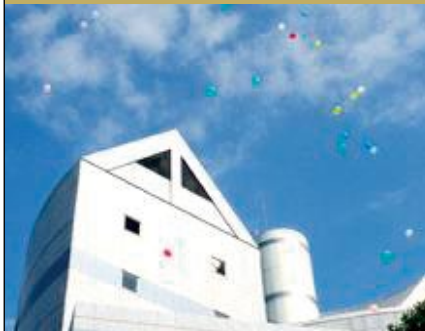
※繁忙期はプラス1,000円(税込)

四季折々の旬の味覚をたっぷり取り入れた和食をお楽しみいただけます。

また、身体にやさしい本格的な中国料理のご夕食もお選びいただけます。



和食夕食(イメージ)



ご予約・お問い合わせ 076-441-2255

Palais Blanc
高志会館

〒930-0018 富山市千歳町 1-3-1
<https://www.koshikaikan.com/>



EVENT REPORT

にぎたつウェルネスフェスタ

令和5年度は「にぎたつウェルネスフェスタ」をめんたるDAY (7/17) とふいじかるDAY (8/8) の2日間に分けて開催しました。この事業では、組合員とご家族の皆様の心身の健康増進のため、メンタルヘルスや健康づくりに関する様々なイベントを「にぎたつ会館」全館で実施しました。

～めんたるDAY～ 来場者：82名

中元日芽香さん特別講演 坊っちゃん劇場コミュニケーション講座&ショートステージ
禅ヨガ フットマッサージ アロマヘッドスパ なんでもカウンセリング



～ふいじかるDAY～ 来場者：79名

リラックスヨガ 肩こり・腰痛改善ストレッチ セルフカイロプラクティック
やさしい筋トレ・ストレッチ 特定健診 栄養講座 健康啓発ブース



2日ともコラボ企画として、大洲農業高等学校とにぎたつ会館調理課が共同制作した「高校生特製ランチ」や、西条農業高等学校の生徒さんたちが栽培・加工した特製ブレンドの「リラックスハーブティー」を来場者に販売しました。



組合員の皆様にはご支援、ご協力を賜り、職員一同心より感謝申し上げます。

今年も
お疲れさまでした!

忘
年
会



(会席料理6,000円+
飲み放題2,000円)

8,000円

会食利用補助(2,000円)
ご利用で

ご負担額

6,000円

「とくとくプラン」—泊朝食付き

6,000円 宿泊補助(3,000円)ご利用で⇒ **3,000円**

中予にお勤めの方は2日前より、東予・南予にお勤めの方は1ヶ月前より御予約承ります。但し、土曜・祝前日は、プラス1,000円でお勤め先に関係なく、2日前からの御予約受付となります。
※当日宿泊利用補助券・組合員証をご持参ください。

新年会も承ります。

宿泊利用補助・会食利用補助のご案内

宿泊補助、会食補助をご利用の際は、「宿泊利用補助券」または「会食利用補助券」をご持参ください。補助券は令和5年6月に公立学校共済組合愛媛支部から各所属所へ配布しています。

- ご持参いただけない場合は、割引価格でご利用できません。
- 資格確認のため組合員証または被扶養者証をご持参ください。
- 令和5年度から、補助の利用回数について上限回数が設けられました。

上限回数 年度内で 宿泊12回※ 会食12回

※宿泊保養施設利用補助(他県の共済組合等宿泊施設補助)の利用回数も通算されます。

※補助の詳細については、公立学校共済組合愛媛支部のホームページをご覧ください。

アドレス: <https://www.kouritu.or.jp/ehime/kousei/hoyo/nigitatsu/>

○宴会ご利用時は、補助利用者の補助券を幹事さんが回収しフロントへご提出ください。

令和5年度 宿泊利用補助券	
No.1 発行: 公立学校共済組合愛媛支部 有効: 12月31日まで	
組合員証番号	公立媛
利用者氏名	
資格区分	組合員・被扶養者

令和5年度 会食利用補助券	
No.1 発行: 公立学校共済組合愛媛支部 有効: 12月31日まで	
組合員証番号	公立媛
利用者氏名	
資格区分	組合員・被扶養者・その他



公立学校共済組合道後宿泊所

にぎたつ会館

〒790-0858 松山市道後姫塚118-2

TEL: 089-941-3939

FAX: 089-932-8370

E-mail: nigitatsu@islands.ne.jp <https://nigitatsu.jp>



皆様のご来館を職員一同、心よりお待ちしております。